ロ　ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設（イに掲げるばい煙発生施設を除く。）　年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上）

ハ　（略）

ニ　ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のばい煙発生施設（特定工場等に設置されているものに限り、イに掲げるばい煙発生施設を除く。）　常時

2　（略）

（大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年環境省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○　大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年環境省令第二十二号）（抄）

改正後	改正前
（水銀濃度の測定） **第十六条の十二**　法第十八条の三十の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。 一・二　（略） 三　定期測定の結果が前条第一項に規定する排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、イ又はロに規定する期間内に三回以上測定（以下この条において「再測定」という。）を行い、その結果を得ること。 イ・ロ　（略） 四・五　（略）	（水銀濃度の測定） **第十六条の十二**　法第十八条の三十の規定による水銀濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。 一・二　（略） 三　定期測定の結果が別表第三の三の下欄に掲げる排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、イ又はロに規定する期間内に三回以上測定（以下この条において「再測定」という。）を行い、その結果を得ること。 イ・ロ　（略） 四・五　（略）

ロ　ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設（燃料電池用改質器を除く。）　年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上）

ハ　（略）

ニ　ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のばい煙発生施設（特定工場等に設置されているものに限り、燃料電池用改質器を除く。）　常時

2　（略）